

給与等の源泉徴収事務に係る 令和6年分所得税の定額減税のしかた

源泉徴収事務につきましては、日頃から格別のご協力をいただき感謝申し上げます。

さて、「令和6年度税制改正の大綱」（令和5年12月22日閣議決定）において税制改正の内容が決定され、この大綱に沿った国税の改正法案が成立し、施行された場合には、令和6年分所得税について定額減税が実施されることとなります。

この場合、令和6年6月1日以後最初に支払う給与等につき源泉徴収を行う際から定額減税を行うこととなりますので、早期にご準備に着手できますようこのパンフレットを作成いたしました。

定額減税の制度の詳細につきましては、このパンフレットをご参照いただくほか、国税庁ホームページの定額減税特設サイト（随時最新情報に更新します。）をご覧ください。

（定額減税特設サイト：<https://www.nta.go.jp/users/gensen/teigakugenzei/index.htm>）

（注） このパンフレットは「令和6年度税制改正の大綱」及び「令和6年分所得税の定額減税の給与収入に係る源泉徴収税額からの控除について」に沿って、定額減税の概要を説明したものであり、定額減税の実施については、国会審議を経ることが前提となることにご留意ください。

また、このパンフレットは令和6年1月1日現在の法令・通達等に基づいて作成しています。



定額減税特設サイト

目次

1. 定額減税の概要	1 ページ
2. 給与の支払者の事務のあらまし（給与所得者に対する定額減税）	2 ページ
3. 月次減税事務の手順	2 ページ
4. 年調減税事務の手順	10 ページ
5. 源泉徴収票への表示	14 ページ

1. 定額減税の概要

定額減税の対象となる人

令和6年分所得税について、定額による所得税額の特別控除（以下「定額減税」といいます。）の適用を受けることができる人は、令和6年分所得税の納税者である居住者で、令和6年分の所得税に係る合計所得金額が1,805万円以下である人です。

（注） 「居住者」とは、国内に住所を有する個人又は現在まで引き続いて1年以上居所を有する個人をいいます。居住者以外の個人である「非居住者」は定額減税の対象となりません。

定額減税額

定額による所得税額の特別控除の額（以下「定額減税額」といいます。）は、次の金額の合計額です。

ただし、その合計額がその人の所得税額を超える場合には、控除される金額は、その所得税額が限度となります。

- ① 本人（居住者に限ります。） 30,000円
- ② 同一生計配偶者及び扶養親族（いずれも居住者に限ります。） 1人につき30,000円

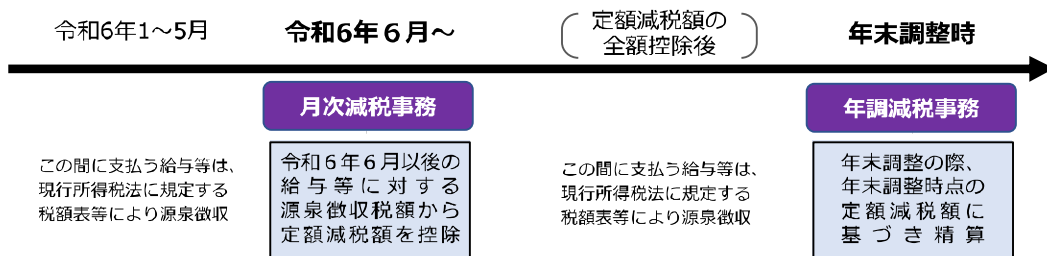
2. 給与の支払者の事務のあらまし（給与所得者に対する定額減税）

給与所得者に対する定額減税は、扶養控除等申告書を提出している給与所得者（いわゆる甲欄適用者）に対して、その給与の支払者のもとで、その給与等を支払う際に、源泉徴収税額から定額減税額を控除する方法で行われます。

給与の支払者は、

- ① 令和6年6月1日以後に支払う給与等（賞与を含みます。以下同じです。）に対する源泉徴収税額からその時点の定額減税額を控除する事務（以下「**月次減税事務**」といいます。）と
- ② 年末調整の際、年末調整時点の定額減税額に基づき精算を行う事務（以下「**年調減税事務**」といいます。）

の二つの事務を行うこととなります。



（注） このあらまし中の次の用語は、それぞれ次に掲げる意味で使用しています。

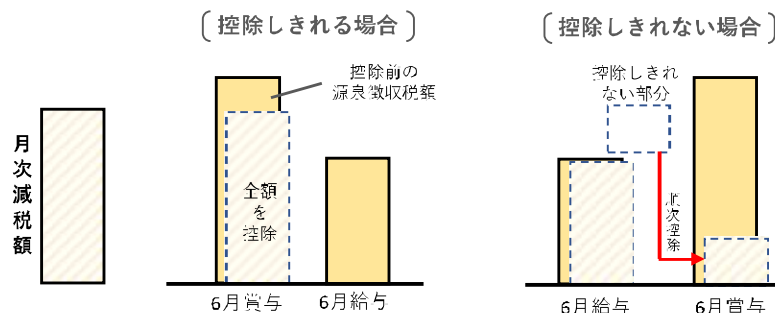
「月次減税額」・・・令和6年6月以後に支払う給与等に対する源泉徴収税額から控除する定額減税額

「年調減税額」・・・年末調整時に年調所得税額から控除する定額減税額

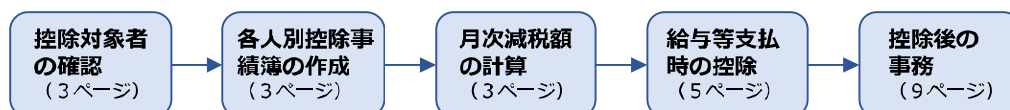
「扶養控除等申告書」・・・「令和6年分 給与所得者の扶養控除等（異動）申告書」

3. 月次減税事務の手順

月次減税事務では、令和6年6月1日以後最初に支払う給与等に対する源泉徴収税額から月次減税額を控除します。控除しきれない部分の金額は、以後令和6年中に支払う給与等に対する源泉徴収税額から順次控除します。



月次減税事務は次の手順で行います。



控除対象者の確認

令和6年6月1日現在、給与の支払者のもとで勤務している人のうち、**給与等の源泉徴収において源泉徴収税額表の甲欄が適用される居住者の人**（その給与の支払者に扶養控除等申告書を提出している居住者の人）（以下「基準日在職者」といいます。）を選び出します。

この基準日在職者が、原則として月次減税額の控除の対象となる人（以下「控除対象者」といいます。）となりますが、その後、他の給与の支払者に扶養控除等申告書を提出した場合には、この人は控除対象者から外れることになります。

なお、次に掲げる人は、基準日在職者に該当しませんので注意してください。

<基準日在職者に該当しない人>

- ✓ 令和6年6月1日以後支払う給与等の源泉徴収において源泉徴収税額表の乙欄や丙欄が適用される人（扶養控除等申告書を提出していない人）
- ✓ 令和6年6月2日以後に給与の支払者のもとで勤務することとなった人
- ✓ 令和6年5月31日以前に給与の支払者のもとを退職した人
- ✓ 令和6年5月31日以前に出国して非居住者となった人

(注) この控除対象者の確認の時点においては、合計所得金額（見積額）を勘案しませんので、合計所得金額が1,805万円を超えると見込まれる基準日在職者に対しても、月次減税事務を行ってください。

各人別控除事績簿の作成

以下、月次減税事務においては、基準日在職者の各人別の月次減税額と各月の控除額等を管理することになります。

国税庁では源泉徴収事務の便宜のために、「各人別控除事績簿」（基準日在職者の氏名や月次減税額の控除事績等を記載するもの。16ページに掲載。）を国税庁ホームページに掲載することとしておりますのでご活用ください。なお、以下の説明においては、便宜上、「各人別控除事績簿」を使用した場合の方法について記載しています。

月次減税額の計算

控除対象者ごとの月次減税額は「同一生計配偶者と扶養親族の数」に応じて、「本人30,000円」と「同一生計配偶者と扶養親族1人につき30,000円」との合計額となりますので、次の(1)及び(2)により月次減税額の計算を行います。

<事例> 「同一生計配偶者」・・・有、「扶養親族」・・・2名 の場合
→ 「同一生計配偶者と扶養親族の数」は**3名**となるので、
30,000円（本人分） + **30,000円×3名**（同一生計配偶者と扶養親族の分）
= **120,000円**（月次減税額）

注意！

上記の「同一生計配偶者と扶養親族の数」は、毎月の給与や賞与における源泉徴収税額の計算のための「扶養親族等の数」とは異なる場合がありますので、必ず次の(1)の確認を行ってください。

(1) 同一生計配偶者及び扶養親族の数の確認

最初の月次減税事務を行うときまでに提出された扶養控除等申告書等により、以下のイから八までの確認を行い、その提出日の現況における同一生計配偶者の有無及び扶養親族（いずれも居住者に限ります。）の人数を把握します。その把握した合計人数を各人別控除事績簿の「同一生計配偶者と扶養親族の数①」欄に記入又は入力してください。

なお、確認に当たっては、**非居住者である同一生計配偶者及び非居住者である扶養親族を、月次減税額の計算のための人数に含めない**よう注意してください。

「同一生計配偶者とは？」

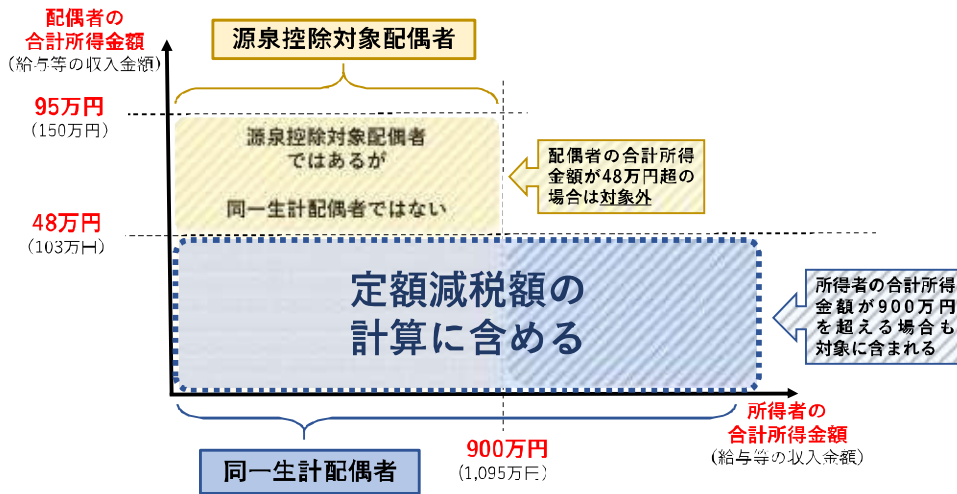
月次減税額の計算の対象となる同一生計配偶者とは、控除対象者と生計を一にする配偶者（青色事業専従者等を除きます。）のうち、**合計所得金額が48万円以下**の人となります。

「扶養親族とは？」

月次減税額の計算の対象となる扶養親族とは、所得税法上の**控除対象扶養親族だけでなく、16歳未満の扶養親族も含まれます。**

イ 居住者である同一生計配偶者の確認

扶養控除等申告書に記載された源泉控除対象配偶者のうち、合計所得金額が48万円以下の人、同一生計配偶者に該当しますので、扶養控除等申告書に記載された源泉控除対象配偶者が居住者であり、かつ、「所得の見積額」が48万円以下であるかどうかを確認し、それらに該当する場合には、月次減税額の計算のための人数に含めてください。



ロ 居住者である扶養親族の確認

扶養控除等申告書に記載された控除対象扶養親族及び16歳未満の扶養親族（住民税に関する事項として記載されています。）のうち、居住者である人の人数を確認し、月次減税額の計算のための人数に含めてください。

(注) 控除対象者他の人とが、同一の人を控除対象扶養親族や16歳未満の扶養親族としてそれぞれの扶養控除等申告書に記載している場合には、その両者が重複して定額減税を受けることはできませんので、重複して定額減税を受けることのないよう控除対象者に周知してください。

八 扶養控除等申告書に記載していない同一生計配偶者等に係る申告

扶養控除等申告書に記載していない同一生計配偶者や 16 歳未満の扶養親族については、最初の月次減税事務を行うときまでに、控除対象者から「源泉徴収に係る定額減税のための申告書」の提出を受けることで月次減税額の計算のための人数に含めることができます。

控除対象者から「源泉徴収に係る定額減税のための申告書」の提出を受けた場合には、その記載内容から同一生計配偶者等の合計所得金額の見積額が 48 万円以下であるか、居住者であるか及び扶養控除等申告書との重複がないかを確認し、月次減税額の計算のための人数に含めてください。

(注) 扶養控除等申告書に記載していない同一生計配偶者のケースとしては、控除対象者本人の合計所得金額が 900 万円を超えると見込まれるため、扶養控除等申告書に源泉控除対象配偶者として記載していない場合を想定しています。

(2) 月次減税額の計算

(1)で各人別控除事績簿の「同一生計配偶者と扶養親族の数①」欄に記入した人数に基づき、「本人 30,000 円」と「同一生計配偶者と扶養親族 1 人につき 30,000 円」との合計額を求め、その求めた金額を「月次減税額②」欄に記入します（各人別控除事績簿の Excel データの①欄に人数を入力すると②欄に月次減税額が自動で表示されます。）。

〔記載例〕 <同一生計配偶者及び扶養親族の数の確認・月次減税額の計算>

(扶養控除等申告書)		(各人別控除事績簿)	
<p>居住者である (非居住者でない) か確認</p> <p>48万円以下 か確認</p>		<p>月次減税額の計算</p>	
氏名	収入控除額	標準日雇者 (受給者の氏名)	同一生計配偶者・扶養親族の数
山川 明子	223344556677	山川 太郎	3
山川 一郎	子		120,000

注意！

月次減税額は、最初の月次減税事務までに提出された扶養控除等申告書等により確認した、その提出日の現況における「同一生計配偶者と扶養親族の数」によって決定しますので、その後「同一生計配偶者と扶養親族の数」に異動等があった場合には、年末調整又は確定申告で調整することになり、月次減税額を再計算することはありません。

給与等支払時の月次減税額の控除

控除対象者ごとの給与等支払時における月次減税額の控除は、次により行います。

なお、令和 6 年 6 月 1 日以後に支払う給与又は賞与のうち、支給日が早いものについて源泉徴収されるべき所得税及び復興特別所得税の相当額（以下「控除前税額」といいます。）から順次、月次減税額を控除することとされています。

(1) 控除前税額の計算

給与の支払者が令和6年6月1日以後に支払う令和6年分の給与や賞与について、現行の所得税法の規定等により控除前税額を求めます。

なお、控除前税額は、その税額に復興特別所得税相当額が含まれている税額表（国税庁ホームページに掲載している「令和6年分源泉徴収税額表」）を使用して求めます。

(2) 実際に源泉徴収する税額の計算

(1)で求めた控除前税額と月次減税額とを比較し、次の①又は②の区分により、その給与等から実際に源泉徴収する税額を求めます。

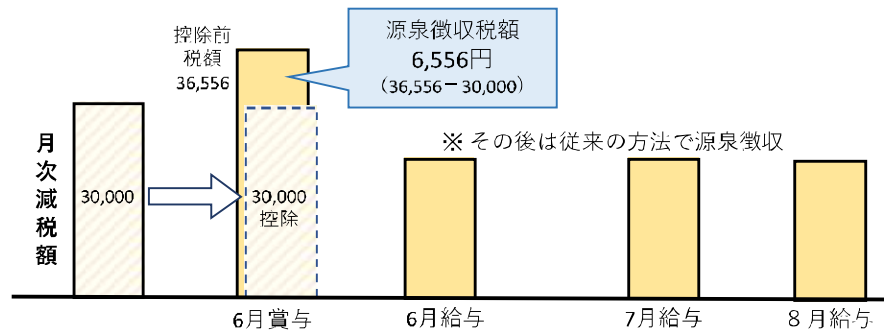
① 月次減税額の金額が控除前税額の内以下となる人の場合

(月次減税額の内金額 ≤ 控除前税額の内金額)

この場合には、月次減税額の内全額が控除できますので、**控除前税額から月次減税額を控除した差額が実際に源泉徴収する税額**となります。

そして、その差額となる税額を源泉徴収して、この人に対する月次減税事務が終了します（差額が0円の場合は実際に源泉徴収する税額はないこととなります。）。

〔計算例〕



この事例では、月次減税額（30,000円）が最初に支払う6月賞与の控除前税額（36,556円）以下となるため、**月次減税額を6月賞与の控除前税額から全額控除し**、控除した後の残額（6,556円）が6月賞与に係る源泉徴収税額になります。その後は控除できる月次減税額はありませので、年末調整を行う前までは従来の方法で源泉徴収税額を算出します。

各人別控除事績簿の「控除前税額③」欄の金額から「月次減税額②」欄の金額の内全額を控除できますので、「②のうち③から控除した金額④」欄に、「月次減税額②」欄の金額と同額を記入し、「控除しきれない金額（②-④）⑤」欄には「0」と記入します（各人別控除事績簿のExcelデータの「控除前税額③」欄に金額を入力すると、「月次減税額②」欄の金額が③欄の金額の内以下となる場合、⑤欄には自動で「0」と表示されます。）。

令和6年分源泉徴収簿には、その月の「算出税額」欄に控除前税額を記入し、その下に各人別控除事績簿の「②のうち③から控除した金額④」欄の金額を「マイナス」で記入します。「差引徴収税額」欄には控除前税額から月次減税額を控除した差額を記入し、この金額を源泉徴収します。

（注） 「源泉徴収簿」は、源泉徴収事務の便宜を考慮して国税庁ホームページに掲載されているものですが、以下の説明は、便宜上この「源泉徴収簿」を使用した場合の事務の例について記載します。

〔記載例〕 <各人別控除事績簿と源泉徴収簿への記入方法>

(源泉徴収簿)

賞	6	10	700,000	103,250	596,750	0	36,556	6.1%	6,556
---	---	----	---------	---------	---------	---	--------	------	-------

基準日在職者 (受給者の氏名)	月次減税額の計算				
	同一生計 配偶者と 扶養親族 の数 ①	月次減税額 (受給者本人 +①の人数) × 30,000円 ②	控除前 税額 ③	②のうち 控除し た額 ④	控除しきれ ない金額 (②-④) ⑤
鈴木 一部	0	30,000	36,556	30,000	0

(各人別控除事績簿)

② 月次減税額の金額が控除前税額を超える人の場合

(月次減税額 > 控除前税額)

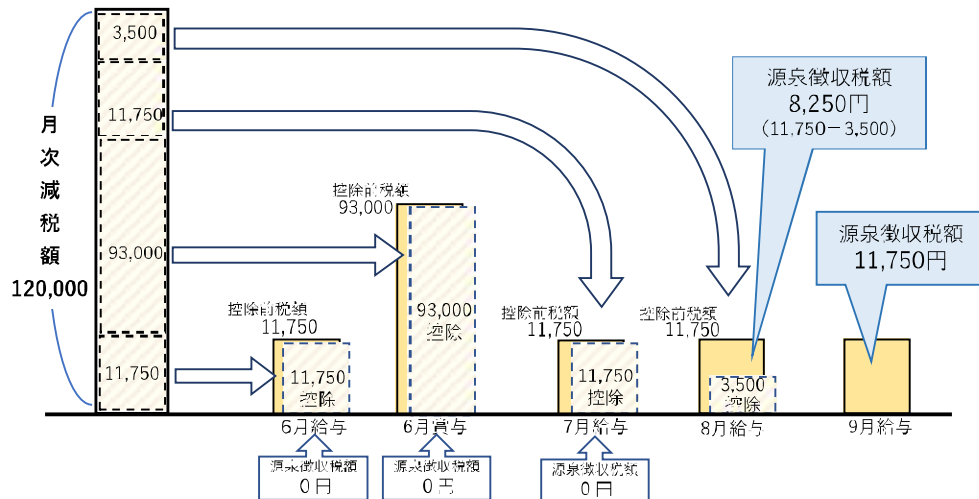
イ 初回の給与等の支払時における控除の方法

この場合には、**月次減税額の一部については控除できませんので**、控除前税額から同額の月次減税額を控除することになり、**実際に源泉徴収する税額はなし(0円)**になります。

ロ 二回目以降の給与等の支払時における控除の方法

二回目以降の給与等の支払時においては、イの方法で控除しきれなかった部分の金額を限度として、その**控除しきれない金額がなくなるまで**、以後支払う令和6年分の給与や賞与(令和6年分の年末調整を行う時の給与や賞与を除きます。)に係る控除前税額から、**上記イに準じて順次控除**することになります(控除しきれない間は、実際に源泉徴収する税額はなし(0円)になります。)

〔計算例〕



この事例では、月次減税額(120,000円)が最初に支払う6月給与の控除前税額(11,750円)を超えるため、6月給与で**控除しきれなかった部分の月次減税額は**、以後に支払う6月賞与、7月給与、8月給与に係る控除前税額から、**順次控除**します。
9月給与以後は、控除できる月次減税額はありませので、年末調整を行う前までは従来の方法で源泉徴収税額を算出します。

順次控除して、控除しきれなかった部分の金額がなくなった際には、その際に支払う給与等に係る控除前税額と最後の控除しきれなかった部分の金額との差額が実際に源泉徴収する税額となります。

(注) 月次減税額は、最初の月次減税事務において決定し、その後「同一生計配偶者と扶養親族の数」に異動等があっても、月次減税額を再計算することはありません(年末調整又は確定申告で調整します)。

各人別控除事績簿の「控除前税額③」欄の金額から「月次減税額②」欄の金額は控除しきれませんので、「②のうち③から控除した金額④」欄には控除前税額と同額を記入し、「控除しきれない金額(②-④)⑤」欄には、②欄の金額から④欄の金額を差し引いた残額を記入します(各人別控除事績簿のExcelデータの「控除前税額③」欄に金額を入力すると、「月次減税額②」欄の金額が③欄の金額を超えることとなる場合、⑤欄には月次減税額のうち、控除しきれなかった残額が自動で表示されます)。

以後支払う給与や賞与については、その給与や賞与に係る控除前税額から「控除しきれない金額(②-④)⑤」欄の金額を差し引き、それでも控除しきれない場合には「控除しきれない金額(⑤-⑦)⑧」に⑤欄の金額から⑦欄の金額を差し引いた残額を記入する、というように、控除しきれない金額がなくなるまで繰り返します。

また、令和6年分源泉徴収簿には、「算出税額」欄の下に、各人別控除事績簿の「②のうち③から控除した金額④」欄などに記入した(表示された)金額を「マイナス」で記入します。

(記載例) <各人別控除事績簿と源泉徴収簿への記入方法>

(各人別控除事績簿)

基準日在职者 (受給者の氏名)	月次減税額の計算		月次減税					
	同一生計 配偶者と 扶養親族 の数 ①	月次減税額 (受給者本人 +①の人数) ×30,000円) ②	令和6年6月25日			令和6年6月28日		
			控除前 税額 ③	②のうち ③から 控除した 金額 ④	控除しきれ ない金額 (②-④) ⑤	控除前 税額 ⑥	⑤のうち ⑥から 控除した 金額 ⑦	控除しきれ ない金額 (⑤-⑦) ⑧
山川 太郎	3	120,000	11,750	11,750	108,250	93,000	93,000	15,250

(源泉徴収簿)

給与	5	24	500,000	78,900	421,700	2	11,750	11,750
	6	25	500,000	78,300	421,700	2	11,750	0
								▲11,750
賞与	6	28	900,000	140,940	759,060	2	93,000	0

控除後の事務

(1) 給与支払明細書への控除額の表示

給与の支払者が月次減税額の控除を行った場合には、給与等の支払の際に従業員の方へ交付する給与支払明細書の適宜の箇所に、月次減税額のうち実際に控除した金額を「定額減税額(所得税) ×××円」又は「定額減税××円」などと表示します。

なお、年末調整を行って支払う給与等に係る給与支払明細書については、源泉徴収票で定額減税額を把握することが可能であるため、定額減税額のうち実際に控除した金額の記載は要しません。

〔記載例〕 給与支払明細書

給与支払明細書	
給与金額	×××円
源泉徴収税額	×××円
・	
・	
・	
定額減税額 (所得税)	×××円

(2) 納付書の記載と納付等

給与の支払者は、各月の月次減税事務の終了後、納付書(給与所得・退職所得等の所得税徴収高計算書)に所要事項を記載した上で、納付すべき源泉徴収税額がある場合には法定納期限までに納付することになります。

この場合、納付書の「俸給・給料等」、「賞与(役員賞与を除く。)」又は「役員賞与」の「税額」欄には、各人毎の「控除前税額から月次減税額の控除を行った後の金額(その給与等から源泉徴収すべき税額)」を集計し、その金額を記入します。

(注) 「年末調整による超過税額」欄及び「摘要」欄への定額減税に関する事項の記載は不要です。

なお、月次減税額の控除等により、納付すべき税額がなくなった(「本税」欄が「0」)場合でも、納付すべき税額がある場合に準じて納付書の各欄の記入を行った上で、その納付書(所得税徴収高計算書)を必ず所轄税務署に提出してください。

〔記載例〕 <納付書(給与所得・退職所得等の所得税徴収高計算書)>

源泉所得税の納付はキャッシュレス納付が便利です!

源泉所得税の納付は、①金融機関や税務署等の窓口に赴く必要がなく、②自宅や事務所などからの納付手続が可能な「キャッシュレス納付」が便利です。

詳しくは、以下の国税庁ホームページ「源泉所得税の納付手続」をご覧ください。

(https://www.nta.go.jp/users/gensen/nencho/index/gensen_nouzei/cashless.htm)



4. 年調減税事務の手順

年調減税事務では、年末調整の際、年末調整時点の定額減税額に基づき、年間の所得税額との精算を行います。

なお、年末調整の際の詳しい事務の内容につきましては、国税庁ホームページの「年末調整がよくわかるページ」で各種情報を令和6年9月頃から随時掲載する予定です。

対象者の確認

年末調整の対象となる人が、原則として、年調所得税額（年末調整により算出された所得税額で、住宅借入金等特別控除の適用を受ける場合には、その控除後の金額をいいます。以下同じです。）から年調減税額を控除する対象者となります。

ただし、年末調整の対象となる人のうち、給与所得以外の所得を含めた合計所得金額が1,805万円を超えると見込まれる人については、年調減税額を控除しないで年末調整を行うこととなります。

(注) 年末調整において合計所得金額が1,805万円を超えるかどうかを勘案する際には、基礎控除申告書により把握した合計所得金額を用います。

年調減税額の計算

対象者ごとの年調減税額の計算は、「扶養控除等申告書」や「配偶者控除等申告書」などから、年末調整を行う時の現況における同一生計配偶者の有無及び扶養親族（いずれも居住者に限ります。）の人数を確認し、「本人 30,000 円」と「同一生計配偶者と扶養親族 1 人につき 30,000 円」との合計額を求めます。

(注) 年調減税額の計算のための人数に含める「同一生計配偶者」や「扶養親族」については、3ページ以降の「月次減税額の計算」の(1)をご参照ください。

なお、年調減税額の計算のための人数に含まれる「同一生計配偶者」は、次のいずれかに該当する配偶者となります。

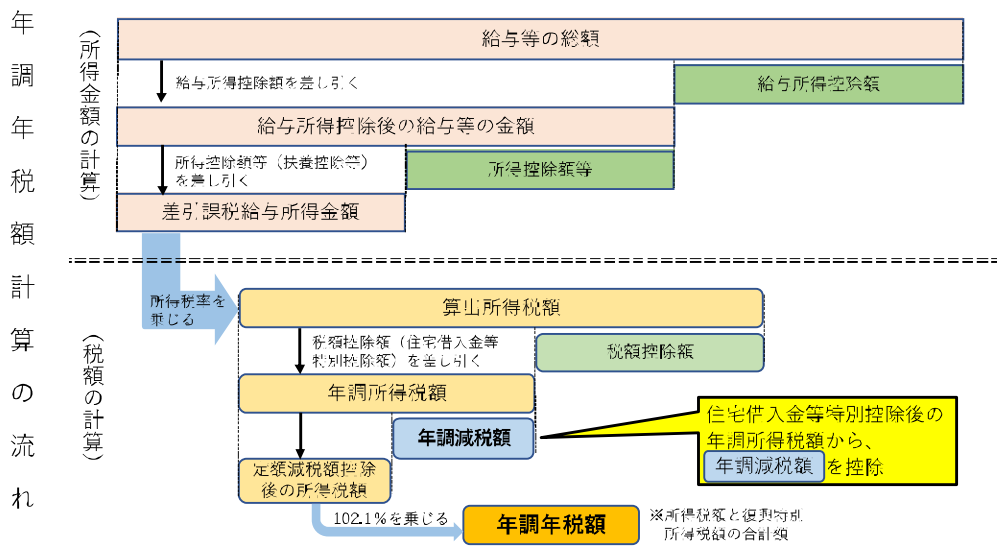
- ① 「配偶者控除等申告書」に記載された控除対象配偶者
- ② 合計所得金額が48万円以下の配偶者のうち、年調減税額の計算に含める配偶者として「年末調整に係る定額減税のための申告書」に記載された配偶者

年調減税額の控除

対象者ごとの年末調整における年調減税額の控除は、住宅借入金等特別控除後の所得税額（年調所得税額）から、その住宅借入金等特別控除後の所得税額を限度に行います。

また、年調減税額を控除した金額に102.1%を乗じて復興特別所得税を含めた年調年税額を計算します。

具体的には、次の(1)及び(2)により控除を行います。



(1) 年調所得税額の計算

上記のとおり通常の例により年末調整を行い、令和6年分源泉徴収簿の「年調所得税額④」欄の算出までを行います。

なお、源泉徴収税額の集計に当たっては、控除前税額から月次減税額の控除を行った後の実際に源泉徴収した税額を給与と賞与とでそれぞれ集計して、年末調整計算シート又は源泉徴収簿の「税額③」欄と「税額⑥」欄に記入し、その合計額を「税額⑧」欄に記入（入力）します。

(2) 年調減税額の控除

年調所得税額から年調減税額の控除を行い、年調減税額を控除した後の金額に102.1%を乗じて復興特別所得税を含めた年調年税額を算出した上で、過不足額の精算を行います。

以下では、年末調整計算シート又は源泉徴収簿を利用した場合の入力（記載）方法を説明します。

イ 年末調整計算シートを利用する場合

10ページの「年調減税額の計算」で求めた年調減税額を「年調減税額④-2」欄に入力すると、「年調所得税額④」欄の金額から「年調減税額④-2」欄の金額を控除した残額が「年調減税額控除後の年調所得税額④-3」の欄に表示されます（控除しきれない場合は「④-3」欄には「0」と表示され、控除しきれなかった金額が「控除外額④-4」欄に表示されます。）。

そして、「年調減税額控除後の年調所得税額④-3」の金額に102.1%を乗じた金額が、復興特別所得税を含む年調年税額として、「年調年税額⑤」欄に表示されます（100円未満の端数は切り捨てます。）。

最後に、その「年調年税額⑤」欄の金額と、(1)で集計した「税額⑧」欄の金額とを比べた過不足額が「差引超過額又は不足額⑥」欄に表示されますので、通常の年末調整と同様にその過不足額の精算を行います。

〔入力例〕 <年末調整計算シートを利用する場合>

区分	金額(円)	税額(円)
給料・手当等	① 5,970,000	③ 111,810
賞与等	④ 1,800,000	⑥ 93,000
計	⑦ 7,770,000	⑧ 204,810
給与所得控除後の給与等の金額	⑨ 5,893,000	所得金額調整控除の適用の有無
所得金額調整控除額	⑩ 0	
給与所得控除後の給与等の金額(調整控除後)	⑪ 5,893,000	

(1) 「税額③」欄と「税額⑥」欄は、控除前税額から月次減税額を控除した後の実際に源泉徴収した税額となります。

差引課税給与所得金額及び算出所得税額	⑫ 3,011,000	⑬ 203,600
(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額		⑭ 40,000
年調所得税額		⑮ 163,600
年調減税額	⑯-2 120,000	
年調減税額控除後の年調所得税額	⑯-3 43,600	
控除外額	⑯-4 0	
年調年税額(⑯-3)×102.1%)		⑰ 44,500
差引超過額		⑱ 160,310
超過額の精算		
本年最後の給与から徴収する税額に充当する金額	⑲	
未払給与に係る未徴収の税額に充当する金額	⑳	
差引還付する税額		㉑ 160,310
同上的うち		㉒ 160,310
不足額の精算		
本年最後の翌年に		

(2) 「年調減税額⑯-2」欄に年調減税額を入力します。
(3) 「年調所得税額⑮」欄の金額から「年調減税額⑯-2」欄の金額を控除した残額が「年調減税額控除後の年調所得税額⑯-3」欄に表示されます。
(4) 「年調減税額控除後の年調所得税額⑯-3」欄に102.1%を乗じた金額が「年調年税額⑰」欄に表示されます。

(年調所得税額から控除しきれない事例)

差引課税給与所得金額及び算出所得税額	⑫ 3,011,000	⑬ 203,600
(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額		⑭ 130,000
年調所得税額		⑮ 73,600
年調減税額	⑯-2 120,000	
年調減税額控除後の年調所得税額	⑯-3 0	
控除外額	⑯-4 46,400	
年調年税額(⑯-3)×102.1%)		⑰ 0
差引超過額		⑱ 204,810
超過額の精算		
本年最後の給与から徴収する税額に充当する金額	⑲	
未払給与に係る未徴収の税額に充当する金額	⑳	
差引還付する税額		㉑ 204,810
同上的うち		
不足額の精算		
本年最後の翌年に		

(1) 「年調減税額⑯-2」欄の金額が「年調所得税額⑮」欄の金額を上回る場合には、「年調減税額控除後の年調所得税額⑯-3」欄の金額はないため、「0」と表示されます。
(2) 「年調減税額⑯-2」欄の金額のうち、「年調所得税額⑮」欄の金額から控除しきれなかった金額が「控除外額⑯-4」欄に表示されます。

□ 源泉徴収簿を利用する場合

10ページの「年調減税額の計算」で求めた年調減税額を、令和6年分源泉徴収簿の余白に「㉔-2 ×××円」と記入します。

次に、「年調所得税額㉔」欄の金額から「㉔-2 ×××円」（年調減税額）を控除し、その控除後の残額を令和6年分源泉徴収簿の余白に「㉔-3 △△△円」と記入します（控除しきれない場合は「㉔-3 0円」と記入し、年調減税額のうち控除しきれなかった金額を余白に「㉔-4 ◇◇◇円」と記入します。）。

そして、「㉔-3 △△△円」（年調減税額控除後の年調所得税額）に102.1%を乗じて、復興特別所得税を含む年調年税額を算出し、「年調年税額㉔」欄に記入します（100円未満の端数は切り捨てます。）。

最後に、その「年調年税額㉔」欄の金額と、(1)で集計した「税額⑧」欄の金額とを比べて過不足額を「差引超過額又は不足額㉔」欄に記入し、通常の年末調整と同様にその過不足額の精算を行います。

〔記載例〕 <源泉徴収簿を利用する場合>

区 分	金 額	税 額
給 料 ・ 手 当 等	① 5,970,000	③ 111,810
賞 与 等	④ 1,800,000	⑥ 93,300
計	⑦ 7,770,000	⑧ 204,810
給与所得控除後の給与等の金額	⑨ 5,893,000	所得金額調整控除の適用 有・無 (※ 適用者の場合は⑩に記載)
所得金額調整控除額 (上限8,500,000円×10%、マイナスの場合は0)	⑩ 264,000	
給与所得控除後の給与等の金額(調整控除後) (⑨-⑩)	⑪ 5,893,000	

元金控除額(⑪-⑩)及び算出所得税額	⑫ 3,011,000	⑬ 203,600
(控除措置等)住宅借入金等特別控除額	⑭ 40,000	⑮ 183,600
年調所得税額(⑬-⑭、マイナスの場合は0)		⑯ 163,600
年調年税額(⑯×102.1%)		⑰ 44,500
差引超過額又は不足額(⑰-⑧)		⑱ 160,310
超過額	本年最後の給与から徴収する税額に充当する金額	⑲
	未払給与に係る未徴収の税額に充当する金額	⑳
の精算	差引還付する金額(⑱-㉑)	㉒ 160,310
	同士の 本年中に還付する金額	㉓ 160,310
不足額	本年最後の給与から徴収する金額	㉔
	平均に振り替えて徴収する金額	㉕

㉔-2 120,000円 ㉔-3 43,600円 ㉔-4 0円

(1) 余白に「㉔-2」として、年調減税額を記載します。
(2) 余白に「㉔-3」として、「年調所得税額㉔」欄の金額から「㉔-2」を控除した残額を記載します。
※ 「年調所得税額㉔」欄の金額から「㉔-2」の金額を控除して、控除しきれない金額がある場合には、余白に「㉔-4」（控除外額）として記載します。

5. 源泉徴収票への表示

年末調整済みの源泉徴収票

年末調整終了後に作成する「給与所得の源泉徴収票」には、その「(摘要)」欄に、実際に控除した年調減税額を「源泉徴収時所得税減税控除済額××円」と記載します。

記載する金額は次のとおりです。

(年調所得税額^{②④} ≥ 年調減税額^{②④-2}の場合)

12・13 ページの年末調整計算シート又は源泉徴収簿（以下「年末調整計算シート等」といいます。）の「年調減税額^{②④-2}」欄の金額を記載します。

(年調所得税額^{②④} < 年調減税額^{②④-2}の場合)

年末調整計算シート等の「年調所得税額^{②④}」欄の金額を記載します。

また、年調減税額のうち年調所得税額から控除しきれなかった金額（年末調整計算シート等の「控除外額^{②④-4}」欄の金額）を「控除外額××円」（控除しきれなかった金額がない場合は「控除外額0円」）と記載します。

さらに、合計所得金額が1,000万円超である居住者の同一生計配偶者（以下「非控除対象配偶者」といいます。）分を年調減税額の計算に含めた場合には、上記に加えて「非控除対象配偶者減税有」と記載します。

なお、「(摘要)」欄への記載に当たっては、定額減税に関する事項を最初に記載するなど、書ききれないことがないように留意してください。

年末調整を行った後の源泉徴収票の「源泉徴収税額」欄には、年調所得税額から年調減税額を控除した残額に102.1%を乗じて算出した復興特別所得税を含む年調年税額（年末調整計算シート等の「年調年税額^{②⑤}」欄の金額）を記載することになります。

(注1) 令和6年6月1日以後の退職・国外転出・死亡等で、年末調整を了した後に作成する源泉徴収票においても同様となります。

(注2) 非控除対象配偶者を有する者で、その同一生計配偶者が障害者、特別障害者又は同居特別障害者に該当する場合、「給与所得の源泉徴収票」の「(摘要)」欄には、同一生計配偶者の氏名及び同一生計配偶者である旨を記載することとされていますが、この場合に当該非控除対象配偶者分を年調減税額の計算に含めた場合には、「減税有」の追記で差し支えありません。

【記載例】 <年末調整を行った一般的な場合>

令和6年分 給与所得の源泉徴収票

支払 先 の 名称	〒 支 店 の 番号	△△市〇〇町1-2-3		(2桁まで) 個人番号 1 1 2 2 3 3 4 4 5 5 6 6 6											
				(氏名) ヤマカワ タロウ 山川 太郎											
				給与所得の金額 7 770 000 5 893 000 2 881 300 44 500											
給与		7 770 000	5 893 000	2 881 300	44 500	控除対象配偶者の数 (本人を除く。)						障害者の数 (本人を除く。)		控除対象 配偶者の 数	
○		380 000	1			1									
社会保険料等の金額		1221	300	120	000	50	000	40	000						
(摘要) 源泉徴収時所得税減税控除済額120,000円、控除外額0円															

〔記載例〕 <非控除対象配偶者分の定額減税の適用を受けた場合>

令和 6 年分 給与所得の源泉徴収票

支払 を受ける 者	住所 〒 △△市〇〇町1-2-3	(所得者番号) 個人番号: 112233445566									
		(氏名) ヤマカワ タロウ									
		山川 太郎									
種別	支払金額	給与所得控除後の金額 (源泉控除後)				非控除対象配偶者の合計額				源泉徴収額	
給料	14,400,000	12,300,000	2,849,930	930	1,283,900						
(源泉)控除対象配偶者の有無等 本人	配偶者(特例)控除の額	控除対象配偶者の数 (配偶者を除く。)				非控除対象配偶者の数 (本人を除く。)		控除対象配偶者の数 (本人を除く。)		非控除対象配偶者の数	
有	無	1				1					
社会保険料等の金額		生年未満控除の控除額		児童扶養手当の控除額		生年未満控除等の控除額		生年未満控除等の控除額			
	1569	930	120	000	50	000	205	000			
(摘要) 源泉徴収時所得税減税控除済額120,000円、控除外額0円 非控除対象配偶者減税有											

〔記載例〕 <非控除対象配偶者が障害者に該当する場合>

令和 6 年分 給与所得の源泉徴収票

支払 を受ける 者	住所 〒 △△市〇〇町1-2-3	(所得者番号) 個人番号: 112233445566									
		(氏名) ヤマカワ タロウ									
		山川 太郎									
種別	支払金額	給与所得控除後の金額 (源泉控除後)				非控除対象配偶者の合計額				源泉徴収額	
給料	14,400,000	12,300,000	3,599,930	930	1,061,800						
(源泉)控除対象配偶者の有無等 本人	配偶者(特例)控除の額	控除対象配偶者の数 (配偶者を除く。)				非控除対象配偶者の数 (本人を除く。)		控除対象配偶者の数 (本人を除く。)		非控除対象配偶者の数	
有	無	1				1	1	1			
社会保険料等の金額		生年未満控除の控除額		児童扶養手当の控除額		生年未満控除等の控除額		生年未満控除等の控除額			
	1569	930	120	000	50	000	205	000			
(摘要) 源泉徴収時所得税減税控除済額120,000円、控除外額0円 減税有 山川花子(同配)											

年末調整を行っていない源泉徴収票

年末調整を行わずに退職し再就職しない場合や、令和6年分の給与の収入金額が2,000万円を超えるなどの理由により年末調整の対象とならなかった給与所得者については、その方に係る「給与所得の源泉徴収票」の作成に当たり、「(摘要)」欄には、定額減税等を記載する必要はありません。

なお、「源泉徴収税額」欄には、控除前税額から月次減税額を控除した後の、実際に源泉徴収した税額の合計額を記入することになります。

